

# スマート農業総合推進対策事業実施要綱

制定元農会第862号  
令和2年4月1日  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農業の担い手の減少・高齢化に伴う人手不足が深刻化し、産地の生産基盤がぜい弱化している中、農業・農村を持続的に維持・発展させていくためには、ロボット・AI・IoT・ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現により、省力化や生産性の向上、高品質な農産物生産を図っていくことが必要である。

このような中、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）では、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標に掲げ、「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和元年6月7日農林水産省・地域の活力創造本部了承）にも即し、スマート農業の本格的な現場実装に向けた取組を一体的に進めることとしている。

このため、本事業では、農林水産省におけるロボット技術の安全性確保策の検討、産地に適した先端技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農技術体系の検討、施設園芸等におけるデータを活用した生産性・収益等の向上の支援及び科学的データに基づく土づくりを推進する環境の整備といった、スマート農業の現場実装の推進に資する取組を総合的に支援する。

## 第2 事業の内容等

本事業に係る事業内容、事業実施主体、補助率等は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

## 第3 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、事業の開始前に、第4に定める事業実施計画に当該事業の成果目標を定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項はその実施する事業の種類に応じ、別表中「事業の種類」の欄に定めるそれぞれの事業に係る各別紙（以下「別紙」という。）に定めるとおりとする。

## 第4 事業実施計画の作成等

- 1 事業実施主体は、成果目標の実現を図るため、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、別表に定める承認権者（以下「承認権者」という。）の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、別紙に定めるところによるものとし、その手続は1に準じて行うものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、別紙に定めるところにより、事業実施状況報告書を作成し、報告するものとする。
- 2 1の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれない

と判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- 3 国は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

## 第6 事業の評価等

- 1 事業の評価については、別紙に定めるとおりとする。
- 2 国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別紙に定めるところにより補助するものとする。

## 第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、効率的な運営に努め、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 2 国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体及び試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業実施要綱（平成28年4月1日付け27政第398号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 令和元年度以前に実施された2の事業に係る成果目標、実施手続、実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。
- 4 令和元年度に実施された持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2138号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業のうち、次世代施設園芸拡大支援事業及び次世代につなぐ営農体系確立支援事業については、なお従前の例による。

別表 スマート農業総合推進対策事業（第2及び第4関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率	承認権者
1 農林水産業におけるロボット技術 安全性確保策検討 事業 (別紙1参照)	・次に掲げる取組を支援。 (1) ドローン等小型の無人航空機による空中散布に関する安全性確保策の検討 (2) ロボット農機に関する安全性確保策の検討及び遠隔監視によるロボット農機の無人での完全自動走行の実現に向けた検証	・民間団体等 (別紙1第2の3に定めるとおり)	・定額	・(1)の事業については消費・安全局長、(2)の事業については生産局長
2 次世代につなぐ 営農体系確立支援 事業(別紙2参照)				
(1) 産地の戦略づくり支援 (別紙2-1参照)	・産地の課題解決のため、先端技術と栽培管理体制とを融合させた新たな営農技術体系の構築に向けて行う、次に掲げる取組を支援。 ア 検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定 イ 新たな営農技術体系の検証	・都道府県	・定額	・地方農政局長 (北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
(2) データ駆動型 農業の実践・展開 支援 (別紙2-2参照)				
ア データ駆動型農業の実践体制づくり支援 (別紙2-2のI参照)	・主に施設園芸産地を対象として、「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としてのデータ共有・分析の取組体制の構築や農業者の技術習得等に向けた、次に掲げる取組を支援する。 (ア) 推進会議の開催 (イ) データ収集・分析機器の活用の検証 (ウ) データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション (エ) 検証の成果等の普及・情報発信	・都道府県 ・協議会	アの取組 ・定額 イの取組のうち機械設備等のリース導入以外 ・定額 イの取組のうち機械設備等のリース導入 ・1/2以内 ただし、次に掲げるもののリース導入については、定額 ・温度、CO <sub>2</sub> 、湿度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、モニタリング装置等	

			ウの取組 ・ 1 / 2 以内  エの取組 ・ 定額	
イ スマートグリーンハウス展開推進 (別紙2-2のII参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ駆動型農業を実践した施設園芸「スマートグリーンハウス」への転換(以下「転換」という。)に取り組んだ産地で得られた転換の手法及びその成果の全国への波及に向けた、次に掲げる取組を支援する。</li> <li>(ア) 転換に取り組んだ産地等の取組に関する横断的な情報発信</li> <li>(イ) 転換に取り組んだ産地等を始めとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成、栽培・経営指導、データ等の収集・分析、手引きの策定等</li> <li>(ウ) 転換に向けた指導者育成のための研修、人材育成カリキュラムの検討等</li> <li>(エ) 転換の技術導入コスト及びランニングコスト低減に向けた検討・普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業</li> <li>・一般財団法人</li> <li>・一般社団法人</li> <li>・公益財団法人</li> <li>・公益社団法人</li> <li>・協同組合</li> <li>・企業組合</li> <li>・特定非営利活動法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・特殊法人</li> <li>・認可法人</li> <li>・独立行政法人</li> </ul>	・ 定額	・ 生産局長
3 データ駆動型土づくり推進事業 (別紙3参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる取組を支援。</li> <li>(1) 収量向上等に向けた土壌診断を通じた土づくりの取組拡大を図るとともに、当該診断の結果を用いた簡便な処方箋サービスの創出に向けた取組</li> <li>(2) 規模拡大や農業生産現場でのスマート化に対応した土壌評価手法や、土壌診断の高度化に向けた土壌の生物性評価手法の農業生産現場への実装の推進に向けた取組</li> </ul>	・ 民間団体等	(1) の取組 ・ 定額 (2) の取組 ・ 1 / 2 以内	・ 生産局長